

市民部

議案第151号 大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第151号大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、印鑑登録証明書を発行する際、窓口とコンビニで提示する必要書類に差異があるために起こる混乱を解消し、市民サービスのさらなる向上と窓口業務の効率化を図るものです。

1番のマイナンバーカードによる窓口での印鑑登録証明書の発行についてですが、表に記載のとおり、窓口で提示する必要書類については、現在は印鑑登録証のみとなっておりますが、改正後には印鑑登録証だけでなく、マイナンバーカードも利用可能とするものです。これは、窓口での申請時には印鑑登録証を添えることが定められている一方、コンビニ交付ではマイナンバーカードのみで証明書の交付が可能となっていることから、この取扱いの違いについて整合性を図るものです。

この改正によるメリットとしては、（1）窓口とコンビニでの差異による混乱が解消されること。

（2）メンテナンスによるコンビニ交付停止時に、印鑑登録証を持参しないまま、市民が来庁された場合にも、交付可能となること。

（3）窓口申請時の印鑑登録証忘れに係る事務作業が削減されること。が挙げられます。

また、改正後の運用については、（1）現行の印鑑登録証は、代理人への証明書発行の委任や、マイナンバーカードを所持していない方を想定し、利用を継続します。

（2）マイナンバーカードによる窓口での証明書発行は、第三者による不正取得防止のため、印鑑登録者本人による申請に限ります。

次ページをお願いします。2番の受付用端末機の廃止について説明いたします。

受付用端末機（タブレット端末）につきましてはコンビニ交付促進のための体験機として、戸籍住民課執務室に導入、設置されたものです。

本市のマイナンバーカードの保有率は、現在約80%に達し、コ

ンビニ交付率については、令和6年度では印鑑登録証明書が41.77%、住民票が37.38%となっており、導入前と比較し約20ポイント増加しております。

のことから、本端末機については当初の役割を一定果たしたものと考え、これを廃止するものです。

なお、コンビニ交付促進については、利用案内を記載した窓口封筒やチラシの配布、LINE配信などによる周知を継続して行ってまいります。

また、本庁舎内のコンビニエンスストアにおいても本年5月からコンビニ交付が可能となったことから、窓口来庁者に対してもコンビニ交付の利用を勧めてまいります。

施行日については、令和8年1月1日を予定しております。

以上、議案第151号大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。